

文化生活・教育常任委員会及び
予算特別委員会文化生活・教育分科会
議事次第

令和6年3月5日(火)
午後1時30分～
於：第4委員会室

1 開 会

2 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）

3 審査依頼議案（適否確認）

4 閉 会

文化生活・教育常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年2月府議会定例会)
 (3月5日)

【文化生活部】	
文化生活部長	益 田 結 花
人権啓発推進室長	浅 野 浩 司
文化生活部企画調整理事兼 副部長(文化振興担当)	田 中 圭 一
文化生活部副部長 (スポーツ・文教担当)	川 崎 浩 孝
文化生活部副部長 (府民生活・男女共同参画担当)	西 村 美 紀
文化生活部理事 (スポーツ振興課長事務取扱)	村 井 伸 也
文化政策室長	勝 山 享
文化生活総務課長	碓 伸 二
文化芸術課長	大 石 正 子
安心・安全まちづくり推進課長	米 山 記 央
生活衛生課長	小 林 哲

【教育委員会】	
教育長	前 川 明 範
教育次長	大 路 達 夫
教育監兼学校危機管理監	村 山 和 久
管理部長	仲 井 宣 夫
管理部理事 (総務企画課長事務取扱)	高 橋 和 男
管理課長	壺 井 康 之
教職員企画課長	下 村 聡 史
指導部長	相 馬 直 子
文化財保護課長	石 崎 善 久

(計 22 名)

【文化施設政策監】	
文化施設政策監	角 田 幸 総
文化施設政策監付理事	砂子坂 孝 之

文化生活・教育常任委員会 出席要求理事者名簿
(令和6年2月府議会定例会)
(3月15日)

【報告事項・付託議案（討論・採決）】

【文化生活部】	
文化生活部長	益 田 結 花
文化生活部企画調整理事兼 副部長(文化振興担当)	田 中 圭 一
文化生活部副部長 (府民生活・男女共同参画担当)	西 村 美 紀
文化政策室長	勝 山 享
文化生活総務課長	裕 伸 二
安心・安全まちづくり推進課長	米 山 記 央
男女共同参画課長	桑 谷 正 之
生活衛生課長	小 林 哲

【教育委員会】	
教育長	前 川 明 範
教育次長	大 路 達 夫
教育監兼学校危機管理監	村 山 和 久
管理部長	仲 井 宣 夫
管理部理事 (総務企画課長事務取扱)	高 橋 和 男
教職員企画課長	下 村 聡 史
教職員人事課長	吉 岡 伴 幸
指導部長	相 馬 直 子
学校教育課長	中 村 義 勝
高校教育課長	水 口 博 史
保健体育課長	井 上 哲

(計 19 名)

文化生活・教育常任委員会 出席要求理事者名簿
(令和6年2月府議会定例会)
(3月15日)

【所管事項（教育委員会）】

【教育委員会】	
教育長	前 川 明 範
教育次長	大 路 達 夫
教育監兼学校危機管理監	村 山 和 久
管理部長	仲 井 宣 夫
管理部長理事 (総務企画課長事務取扱)	高 橋 和 男
管理課長	壺 井 康 之
教職員企画課長	下 村 聡 史
教職員人事課長	吉 岡 伴 幸
福利課長	北 村 圭 司
指導部長	相 馬 直 子
高校改革推進室長	橋 長 正 樹
学校教育課長	中 村 義 勝
特別支援教育課長	浅 野 徹
高校教育課長	水 口 博 史
高校教育課参事	山 田 修 士
ICT教育推進課長	瀧 本 徹
保健体育課長	井 上 哲
社会教育課長	杉 本 学
文化財保護課長	石 崎 善 久

(計 19 名)

文化生活・教育常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年2月府議会定例会)
 (3月18日)

【文化生活部】	
文化生活部長	益 田 結 花
人権啓発推進室長	浅 野 浩 司
文化生活部企画調整理事兼 副部長(文化振興担当)	田 中 圭 一
文化生活部副部長 (スポーツ・文教担当)	川 崎 浩 孝
文化生活部副部長 (府民生活・男女共同参画担当)	西 村 美 紀
文化生活部理事 (スポーツ振興課長事務取扱)	村 井 伸 也
人権啓発推進室参事	野 村 宗 平
文化政策室長	勝 山 享
文化政策室企画参事	須 田 建 太 朗
文化生活総務課長	碓 伸 二
文化生活総務課参事	尾 崎 園 子
文化芸術課長	大 石 正 子
文教課長	井 関 好 之
安心・安全まちづくり推進課長	米 山 記 央
男女共同参画課長	桑 谷 正 之
府民総合案内・相談センター長	広 井 真 弓
消費生活安全センター長	大 槻 督 昭
生活衛生課長	小 林 哲

【文化施設政策監】	
文化施設政策監	角 田 幸 総
文化施設政策監付理事	砂子坂 孝 之
文化施設政策監付理事	池 邊 俊 之
文化施設政策監付企画参事	笹 井 剛 満
文化施設政策監付企画参事	川 勝 陽 二
文化施設政策監付参事	細 木 憲

(計 24 名)

【文化生活・教育常任委員会出前議会】

◇テーマ

最先端技術を活用した「文化の都・京都」の実現に向けた取組について

◇日時

令和6年2月9日（金） 14時～15時32分

◇場所

大本山建仁寺 本坊大書院

◇参加者

○京都府議会 文化生活・教育常任委員会

委員長 田中 健志

副委員長 古林 良崇、能勢 昌博

委員 四方源太郎、青木 義照、小巻 久美、大澤 彰久、北川 剛司、

西山 龍夫、島田 敬子、田中富士子、林 正樹

○地元議員

荒巻 隆三

○意見交換の相手方

大本山 建仁寺 内務部長 浅野 俊道 氏

大日本印刷株式会社 マーケティング本部文化事業ユニット

アーカイブ事業開発部 リーダー 脇屋 智子 氏

京都文化博物館 学芸員 村野 正景 氏

xorium エンジニア 中矢 知宏 氏

エンジニア 中村 慎吾 氏

○京都府

〔文化生活部〕

文化政策室長 勝山 享

文化芸術課長 大石 正子

〔教育委員会〕

文化財保護課長 石崎 善久

◇傍聴者

2名

◇概要

近年のデジタル技術の進展は目覚ましく、ARやVR等を利用した非公開文化財の公開や遺跡等の復元、ICTを活用した鑑賞体験、NFTやメタバースなど、最先端技術の活用が文化芸術の分野でも進んでいる。

京都府では、歴史に裏付けられた伝統文化から最先端の文化までが共存し、多様性と寛容性を土台として文化創造・発信を行い、多彩な交流を図りながら、活力と潤いのある豊かな社会を築き上げ、世界に貢献する「文化の都・京都」の実現を目指している。また、ARやVR等を活用した地域文化の魅力発信によるリアル体験へ誘客する仕組みづくりや非公開文化財の映像化による保存・継承の機運醸成を図るなど、文化振興と地域の活性化を計画しているところである。



今回の出前議会では、最先端技術を活用した地域文化の魅力発信や非公開文化財の映像化などに取り組む方々から、取組の状況や御意見をお伺いし、最先端技術を活用した「文化の都・京都」の実現に向けて意見交換を行った。

◇参加者の主な取組及び課題等

【大本山 建仁寺 内務部長 浅野 俊道 氏】

文化財の維持・継承を考える中で、文化財が消失する原因は、①「劣化」②「災害」③「人々に忘れられること」の3つがあると考えている。特に③は、人々の意識から作品の存在すらも忘れられてしまった場合、①につながり、文化財の破壊にもつながる。

その中で、文化財を公開し、知っていただく機会を創出するため、デジタルアーカイブ事業として高精細の複製品の制作に取り組んでいる。

また、デジタル技術によって文化財や芸術作品の意味や表現しているものを可視化し、映像として再現することで、文化財への理解は深まると考えており、MRやVRなどの技術を活用したプロジェクションマッピングなどの文化事業に取り組んでいる。

【大日本印刷株式会社 マーケティング本部文化事業ユニット アーカイブ事業開発部 リーダー 脇屋 智子 氏】

文化財としての価値を後世に向けて確実に維持する「保存」と文化財としての価値を踏まえ適切に公開し、現代社会に生かす「利活用」を進めている。

日々、劣化の課題に直面する文化財の継承を目的とした文化財の高精細複製を製作するとともに、文化財や地域文化に触れる機会を創出する文化体験プログラムや文化財鑑賞への興味や関心のきっかけを創出するデジタル鑑賞システムを提供している。また、京都での取組のひとつとして、有形無形の文化遺産を毀損することなく保存し、次の世代へと継承するため、京都・文化遺産アーカイブプロジェクトなどにも取り組んでいる。

【京都文化博物館 学芸員 村野 正景 氏】

京都の小中学校や寺社などに多数の文化財がある一方で、デジタル化に必要な資金・人員が不足していることから、京都文化博物館では、博物館内に先端的な技術を用いたデータセンターの構築を進めており、2025年度中の始動に向けて実証実験を重ねている。

文化庁や筑波大学との共同研究において、文化財となっているような建物の活用と保護・継承が両立可能か、どの程度の活用なら文化財にダメージを与えず活用できるのか、というような活用科学の手法を構築した。地域の方が、寺社や京町家、近代建築などまちのシンボルとなる建物の今後の継承に不安を感じていることから、この手法を用いて、科学的な事実に基づくバランスのとれた活用に貢献したいと考えている。

【xorium エンジニア 中矢 知宏 氏、エンジニア 中村 慎吾 氏】

「実空間におけるデジタルとの心地よい共存」を活動の基軸において制作活動を行っている。鑑賞者が五感で感じながら日本酒を飲むことで、日本酒に込められた価値や想い、歴史を感じる体験ができるシステム「味憶」の制作や、サステナブルな環境配慮素材の展示協力では、AR技術を使って素材が持つ思いや力をビジュアル的に体験できる展示を行った。

実空間での展示・表現を行うための選択肢としてARやVR、XR等の技術を活用しており、空間を楽しむとともに、AR等の体験で何か気づきがあるものや、感じたこととの答え合わせができるものとしている。また、インスタレーション自体はその空間でしか体験できないものであるため、実際の空間では撮れない写真を撮れるなど、持ち帰ることができ、体験後にも喜んでもらえるような作品制作を心がけている。

◇最先端技術を活用した「文化の都・京都」の実現に向けた取組についての意見

○文化財所有者の方々と関わる中で感じる課題やニーズについて

- ・文化財所有者の方々にも様々なお考えがあるが、まずはデジタル化をして後世に残していきたいという思いを持っておられることが多い。また、デジタル化した文化財の活用によって得られる収益を改めて文化財保護のために還元したいと思っておられる。

○文化財等のデジタル加工について

- ・例えば、写真ではレタッチや色調整があるが、オリジナルに対するリスペクトが前提である。また、印刷では、色再現性や立体感の表現が課題になると考える。

○人の手による文化財等の復元について

- ・デジタルでの復元と人の手による復元の両方が大切である。また、人の手による復元については、複数の手により完成する美術作品等も多く、制作の工程のどれかが欠けることにより、失われてしまうことを強く懸念している。

○文化観光における最先端技術のプラットフォームについて

- ・寺社仏閣において利用するプラットフォームが異なるのは、企業の技術をどのように活かすかをそれぞれの寺社仏閣が考え、展開されてきたものと認識している。今後、共通の課題があれば共通のプラットフォームをつくっていく必要もあると考えており、京都府としては今後の動向を注視してまいりたい。

○AR体験等を行う上でのデバイスの性能について

- ・端末の性能の違いにより動かないこともあるため、現在は、性能が担保されたタブレットを貸与し、体験していただいている。また、ARは現実空間とデジタルをつなげるところに価値がある一方で、とても大きな力を持ち、現実空間から引き離すこともあるため、空間との関係性を感じていただくところに気を付けている。

○最先端技術を活用した文化振興における京都がもつ優位性や将来性について

- ・千年以上の歴史を持つ京都が持つ潜在能力は高いと考える。文化庁の補助金に採択され、デジタルアーカイブ事業に取り組んだが、そういった支援があれば、より様々な展開ができるのではないかと考えている。
- ・様々な自治体と文化財のアーカイブに取り組む中で、自治体側に強い情熱やビジョンを持つ人がいること、そして、その人が周囲を巻き込みながら文化財のアーカイブや利活用事業を推進していることも将来性を握るポイントの1つになると感じている。
- ・千年の都と呼ばれる京都市には様々な文化資源があり、他の市町村とも多くのつながりがある。人の力をいかにつなげられるかというところもポイントであり、博物館同士でも積極的に所蔵品の貸し借りをを行っている。他館の様子もよくわかるような関係性を築くことが京都の潜在能力をより発揮させることにつながると考えている。
- ・ここにしかない素材が多く、京都はおもしろいと思っている。なんでも好きにやってもいいよと言ってもらえれば、様々なアーティストたちが手を挙げてくれると考える。

○文化財等に関する補助金の今後の方向性と文化財の活用について

- ・補助金については、引き続き予算化に努めてまいりたい。活用については、所有者の方々と連携し、文化庁の多言語化の補助金などを活用した集客や地域活性化を進めていきたいと考えている。

○文化財を保存・継承する上での課題について

- ・観光客の方々の拝観料を財源として事業を進めることができるようになってきた一方で、末寺や地方の寺院は先細りになっている現状もあり、本山としてもどうして

いくのか課題になっている。また、建仁寺の中でも修理が必要な建物が多くあるが、全て修理するには数十億円かかることが想定されるので、後世に伝えるためには非常に難しい課題となっている。

○文化財の複製の今後の展望について

- ・本物と遜色ない高精細・高品質な複製は、保存・活用という点でも、今後、非常に開拓が進むと考えている。他方、和歌山県で地域の博物館や工業高校の方々が地域住民とコミュニケーションをとりながら、無住の寺の仏像を複製制作したという事例があり、品質重視というよりむしろ、誰とどのように復元してどんな価値や意義を生み出すのかに重きを置く、プロセス重視の活動の可能性が開けてきている。

○子どもたちが文化に触れる機会の創出について

- ・博物館の敷居を低くすることが大切である一方で、日本の学校には様々な考古資料や文献、美術品があり、京都市では、約6割の学校に郷土室や資料室があるが、様々な事情により活用が困難になっている。まずは、身近な学校にある資料を博物館や文化財等に触れる入り口にできるように助力していきたいと考えており、現在、府内の学校資料調査及び学校博物館調査を進めている。

◇まとめ

最先端技術を活用して活動されている方々からお話を伺い、京都府、あるいは、行政として何ができるのか考える機会となった。1つは財政的な支援だが、財源に限りがある中で、人の力や情熱、京都のポテンシャル、歴史やストーリー、子どもたちの可能性があり、改めて、財政的な支援以外にも、できることが大いにあるということに気づくことができた。今回の出前議会で伺ったことを、今後の京都府議会での活動にしっかりと生かしていきたい。



文化生活・教育常任委員会議案付託表
(2月26日付託分)

議案番号	件名
30	京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例一部改正の件
40	財産無償貸付けの件（元府議会議員公舎）
41	財産無償貸付けの件（埋蔵文化財事務所）
44	京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画を定める件

※ 3月5日（火）・・・説明聴取、質疑
3月15日（金）・・・討論・採決

予算特別委員会文化生活・教育分科会
議案審査依頼表
(3月4日付託分)

議案番号	件 名
49	<p style="text-align: center;">令和5年度京都府一般会計補正予算(第9号)</p> <p>歳入中 第 8 款 使用料及び手数料</p> <p style="padding-left: 40px;">第 1 項 第 1 目</p> <p style="padding-left: 80px;">第 9 目</p> <p style="padding-left: 40px;">第 2 項 第 3 目</p> <p style="padding-left: 80px;">第 9 目</p> <p style="padding-left: 20px;">第 9 款 国庫支出金</p> <p style="padding-left: 40px;">第 1 項 第 6 目</p> <p style="padding-left: 40px;">第 2 項 第 1 目</p> <p style="padding-left: 80px;">第 2 目</p> <p style="padding-left: 80px;">第 3 目</p> <p style="padding-left: 80px;">第 6 目</p> <p style="padding-left: 80px;">第 9 目</p> <p style="padding-left: 40px;">第 3 項 第 1 目</p> <p style="padding-left: 80px;">第 3 目</p> <p style="padding-left: 80px;">第 8 目</p> <p style="padding-left: 20px;">第 10 款 財産収入</p> <p style="padding-left: 40px;">第 1 項</p> <p style="padding-left: 40px;">第 2 項 第 1 目</p> <p style="padding-left: 80px;">第 2 目</p> <p style="padding-left: 80px;">第 3 目</p> <p style="padding-left: 20px;">第 11 款 寄 附 金</p> <p style="padding-left: 40px;">第 1 項 第 1 目</p> <p style="padding-left: 80px;">第 3 目</p> <p style="padding-left: 80px;">第 7 目</p> <p style="padding-left: 20px;">第 12 款 繰 入 金</p> <p style="padding-left: 40px;">第 2 項 第 5 目</p>

		第 11 目
		第 13 目
		第 16 目
	第 14 款	諸 收 入
	第 3 項	第 9 目
	第 4 項	第 6 目
	第 7 項	第 4 目
歳出中	第 2 款	総 務 費
	第 1 項	第 1 目
		第 8 目
		第 9 目
		第 11 目
		第 12 目
		第 13 目
		第 15 目
	第 2 項	第 1 目
		第 3 目
		第 5 目
	第 4 項	第 2 目
	第 3 款	民 生 費
	第 1 項	第 1 目
	第 4 款	衛 生 費
	第 2 項	
	第 7 款	商 工 費
	第 3 項	
	第 10 款	教 育 費
	第 11 款	災 害 復 旧 費
	第 3 項	
	繰越明許費	

令和6年2月京都府議会定例会

文化生活・教育常任委員会付託議案

文化生活部

- 1 第30号議案 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例
一部改正の件
- 2 第40号議案 財産無償貸付けの件（元府議会議員公舎）
- 3 第44号議案 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画を
定める件

第 30 号議案 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する 条例一部改正の件

1 改正趣旨

令和 5 年 6 月 14 日に公布された生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(以下「法」という。)等に基づき、構造設備基準の緩和及び宿泊拒否事由の文言を修正するもの

2 改正内容

- (1) 簡易宿所営業の施設における、他の営業との明確区画規定(第 5 条第 3 項)を削除する。
- (2) 宿泊拒否事由(第 7 条)について、法改正の内容及び国からの通知を踏まえ、旅館業営業者が宿泊拒否に関する判断を適切にできる規定に改めるとともに、時代に応じた条文に改正する。

3 施行期日

公布の日

第 40 号議案 財産無償貸付けの件（元府議会議員公舎）

1 無償貸付け財産

(1) 土地

所 在	京都市上京区室町通一条下る薬屋町 424 番地、425 番地及び 429 番地
面 積	宅地 1,266.62 平方メートル

(注) 面積は、公簿面積によるものである。

(2) 建 物

所 在	京都市上京区室町通一条下る薬屋町 424 番地、425 番地及び 429 番地
構 造	木造 切妻屋根（一部入母屋屋根） 平屋建て 1 棟及び鉄筋コンクリート造り 陸屋根 平屋建て 1 棟
面 積	410.33 平方メートル

(3) 工 作 物

塀、門扉その他の工作物

2 無償貸付けの目的

国内外へ日本文化等を発信し、文化芸術を通して交流するための施設として財産を貸し付けることにより、文化芸術にとどまらず産業等の振興を図ろうとするものである。

3 無償貸付けの相手方

京都商工会議所

4 無償貸付けの期間

貸付契約締結の日から 5 年間

第 44 号議案 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画を定める件

1 策定の理由

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」第3条の規定により策定した現行計画の計画期間が令和6年3月で終了する。

犯罪等に関する社会情勢や地域における防犯活動の状況を踏まえつつ、府、警察、市町村、府民等が一体となって、京都府における犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するための計画として策定する。

2 重点事項

- (1) 犯罪の根底にある社会的孤独・孤立を防ぐ対策
- (2) 地域の実情に応じた活動・支援の担い手の育成及びコミュニティの活性化
- (3) デジタル社会に対応した防犯対策及び教育の実施
- (4) 子ども、女性、高齢者等の安全確保及び被害等への重層的支援

3 計画の主な内容

(1) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

項目	具体的施策
コミュニティを活用した犯罪の起きにくい地域づくり	・「府民協働防犯ステーション」を基盤とする地域ネットワークの構築 ・現役世代や学生などのボランティアへの参加促進 等
児童虐待への対策や子どもの安全の確保	・児童虐待防止のための総合対策の実施 ・子ども見守りボランティアに対する支援・相談体制の充実 等
性犯罪、ストーカー、DV等への対策	・性犯罪に関する刑事法改正に伴う制度周知のための研修等の実施 ・教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防 等
若者や高齢者を対象とした特殊詐欺等対策の強化	・関係機関と連携した特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発 ・少年や若者を安易に犯行に加担させないための広報啓発 等
サイバー犯罪等への対応	・ネット安心アドバイザー等による情報モラル教育 ・高度化するサイバー犯罪に対する戦略的予防対策の強化 等
多様な人への自己防犯能力の向上	・情報アクセシビリティの向上 ・訪日外国人や留学生が犯罪に巻き込まれないための広報啓発の推進

(2) 再犯防止施策の推進

項目	具体的施策
互いに支え合える心豊かなコミュニティづくり	・社会福祉に関するアドバイザーの配置 ・地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援 等
非行少年等への支援	・非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）による支援 ・困難を抱える子どもの支援や地域活性化を行う事業者等への支援 等
関係機関と連携した福祉的施策	・地域生活定着支援センターにおける福祉的支援の推進 ・薬物依存を有する人への医療・保健福祉的支援 等

(3) 犯罪被害者等に対する支援の充実

項目	具体的施策
生活再建のための経済的支援等	・日常生活支援 ・カウンセリング費用などの公費負担 ・転居費用、刑事手続参加に係る弁護士費用等の補助 等
被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制等の強化	・児童虐待、性暴力、ストーカー、DV被害者に対する支援の充実 ・報道、インターネット等を通じて二次被害を受けた人への支援 等
犯罪被害者支援のための体制整備への取組	・犯罪被害者等支援調整会議及びコーディネーターによる支援強化 ・市町村におけるワンストップ窓口の充実 ・大規模事案における支援 ・人材の確保及び育成 等
犯罪被害者等を社会全体で支える気運醸成への取組	・支援の現場における「トラウマインフォームドケア」の視点の浸透 ・学校等における児童生徒等の犯罪被害者等への理解促進 等

4 計画期間

2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」
(中間案) に対する意見募集結果

別紙

令和5年12月15日(金)～令和6年1月9日(火)

4個人・団体 28件

No.	項目	御意見・御提案の要旨	考え方
1		<p>本計画では、防犯まちづくり・再犯防止・犯罪被害者等支援の3本柱で改定を進められているが横断的な措置が不十分であると考えており、計画の重点事項では、犯罪被害者等支援が(2)から(4)までは取り上げられているが、(1)「犯罪の根底にある社会的孤独・孤立を防ぐ対策」については、記載が少ない。また、第2章と第3章では、学生ボランティアを取り上げているが、第4章では取り上げられていない。犯罪被害者等支援では、学生ボランティアの顕著な活動は見られないので、育成の援助が必要。</p>	<p>本計画は、3本柱となっておりますが、互いにつながり合っているものとして、総合的に課題をとらえて、施策を推進していこうとするものです。計画の重点項目によって、3本柱の記載量に偏りがありますが、被害者等支援についても、他の柱と同様に、(1)社会的孤独・孤立を防ぐ対策に関する施策についても、推進してまいります。</p> <p>また、学生の「生命のメッセージ展」開催・運営への参画や「いのちを考える教室」の開催などにより、学生に対して犯罪被害者等への正しい理解と認識の促進に努めてまいります。更に、児童のうちから、保護者とともに参加しやすい「ホンデリング」の取組を通して、犯罪被害者等支援に関心を持っていただくきっかけづくりに努めてまいります。</p>
2	第1章 基本的な考え方	<p>犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び確保については、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターに関わる人材育成についても、支援してほしい。</p>	<p>「犯罪被害者等支援」には、性暴力被害者の方への支援も含まれており、これまで人材育成のための研修を実施しているところです。支援には、被害者の方の状況によって、様々な専門的知識を必要とし、また、法改正や社会情勢の変化に応じて新たな対応が求められてきていることから、支援の現場からの声をお聞きしながら、更なる人材の育成及び確保に向けた取組を積極的に進めていきます。</p>
3		<p>虐待や犯罪等によりトラウマを抱えている子ども、若者、女性、高齢者などが、被害者にも加害者にもなり得るリスクを抱えないために、地域における気づきを増やし、支援していく環境を整備していくことはとても重要である。</p> <p>民間団体等による居場所づくりなどもその役割を果たすと思われるので、支援してほしい。</p>	<p>御意見のとおり、「民間団体等による居場所づくりの取組」も気付きの機会としてとらえ、京都府や市町村の様々な居場所づくりの取組と併せて、気付きから適切な支援につながるよう、活動に携わる方への情報提供や研修、交流機会の提供など相談しやすい環境を整備していきます。</p>
4		<p>犯罪の根底にある社会的孤独・孤立の問題への対策は重要だと考えており、「当事者を支援の人材として共に取組を進め、困難を抱える人、回復を支援する人、民間の自助グループやボランティア団体など連携・協力のフォーラム創りをサポートする」や「当事者や支援者の相談にワンストップで対応できる体制の整備に努める」には期待する。この方針が、第2章以降の施策に具体的に生かされているか、明確にしていなければ読みやすいのではないかと。</p>	<p>犯罪の根底にある孤独・孤立への対策における施策の方向性として、関係機関等の連携、フォーラム創りのサポート及びワンストップ相談体制の整備等について示しており、一つの施策だけでなく、様々な施策において推進しているところです。</p> <p>そのため、施策の方向性を反映している個別施策について、明示はしておりませんが、本計画が府民の皆様にとって、読みやすく明瞭なものとなるよう努めてまいります。</p>

No	項目		御意見・御提案の要旨	考え方
5	第1章	基本的な考え方	<p>「トラウマを抱えている方が被害者にも加害者にもなるリスクを抱えないために…」という視点は非常に共感するところである。罪を犯した女性たちと拘置所で面談することがあるが、その際「犯罪に至る前に出会いたかった」と痛感するし、自分が犯してしまった罪に向き合うため、また、再犯防止のためにも、カウンセリングが必要だと考える。</p>	<p>様々な要因により、こころに深いけが（トラウマ）を負った人が、適切なケアがされないままであった場合に、自他への不信感等から、アルコール、薬物などに依存することが多いことが報告されています。こうした困難を抱える人への治療やカウンセリングの機会を提供できる取組への御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
6	第2章	犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進	<p>児童虐待防止のための総合対策の実施について、未然防止や早期発見・早期対応においては、性犯罪・性暴力被害者支援との連携・協力も重要である。</p> <p>また、「困難な問題を抱える女性に対する支援法」の支援対象とも重なる部分があるため、施策において連携も検討してほしい。</p>	<p>御意見のとおり、児童への性的虐待については、被害が潜在化しやすく、深刻な精神的問題や行動上の問題を生じさせる危険性が高いと考えられており、早急かつ適切な対応が必要とされていますので、「性犯罪・性暴力被害者支援との連携・協力」を追記します。</p> <p>また、現在、策定向け検討を進めている「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」をはじめとした関係施策と連携しながら、重層的に切れ目のない支援の充実を図ってまいります。</p>
7	第2章	犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進	<p>「子どもは、自ら身を守ることや被害を訴えることが少なく、被害が潜在化しやすい」、「性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするため」については、(子どもの権利条約から)子どもに権利を伝えること、子どもに性教育を実践することが不可欠と考える。</p> <p>「いのちの安全教育」では不十分なところがあり、子どもたちが自分を大切な存在だと感じることができ、守ることができる、主体的に生きることをエンパワーできる大人、地域づくりをお願いしたい。</p>	<p>生命の安全教育は、性暴力の被害者、加害者、傍観者にならないための教育であり、性教育とともに実施するべきものであると考えております。</p> <p>そして、生命の安全教育に係る教材を始め、各種教材の効果的な活用や、関係機関等の連携した取組により、社会全体で性犯罪・性暴力の根絶に向けた気運の醸成に努めてまいりたいと考えております。</p>
8	第3章	再犯防止施策の推進	<p>矯正・更生保護の分野では、被害者心情伝達制度等が実施されているが、第2章、3章において、被害者の心情を聞くという施策が取り上げられていないため、施策として明記していただきたい。</p>	<p>犯罪の防止には、警察や行政が対策を講じることと併せて、「二度と同じことが起きないでほしい」との被害者等の悲痛な思いを全ての人が重く受け止め、犯罪が起きないために、それぞれが自分事として行動していくことが重要であると考えています。そうしたことから、第4章における犯罪被害者等の声を届ける取組を進めるとともに、第2章では、非行防止教室等の機会をとらえ、啓発していくことを記載します。</p> <p>被害者心情伝達制度は、再犯防止を目的として、加害者に対して、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるものであることを勘案して、第3章では、被害者等の声を踏まえ、制度がより有効に運用されるよう刑事司法機関や民間支援団体等と連携していく旨、盛り込むこととします。</p>

No	項目	御意見・御提案の要旨	考え方
9	第3章 再犯防止施策の推進	<p>非行少年等への支援について、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターには若年の加害者による性犯罪・性暴力の相談も増えており、若年の加害者に対して性加害に関する矯正プログラムを行えるところが不足しているように思われるので、拡充してほしい。</p>	<p>法務省では、矯正施設や保護観察所において専門的な処遇プログラムを実施してきたところ、刑事司法手続き終了後も継続した支援が重要であるとして、令和5年3月に「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン」が示されました。 今後は、専門的知識とノウハウをもつ保護観察所及び法務少年支援センター等と連携しながら、若年者を含めた再犯防止のための支援を推進していく旨、第3章に盛り込むこととします。</p>
10		<p>第4章では、「性暴力」が取り上げられているが、第3章の「ストーカー、DV加害者に対する再加害防止」の項目には、「性暴力」が取り上げられていないため、検討してほしい。</p>	<p>同上 第3章に盛り込むこととします。</p>
11		<p>保護司は全国に46,705人、京都府内に1,048人おり、刑務所や少年院から出所者や出院者を見守り、支え、再犯防止推進活動に係る大変さがある一方、社会に貢献し、生活再建を果たし家族を持つことができた出所者、出院者から声を掛けられ、感謝されたとの体験談もあり、やりがいがあるようだ。63ページ(11)保護司の推移を示す折れ線グラフでは、令和3年度から保護司活動の年齢の上限が76歳から78歳に引き上げられた事や、高齢化が顕著である事が、今後、保護司活動を持続可能なものにすることが課題である。保護司同士の交流の場において活動報告を出し合い、問題点を共有、議論することや、30～50代の子育て世代の方々が仕事、家庭、育児と保護司活動の両立をどうすればよいか、保護司の声を聞くことが大事である。保護司や民間ボランティアへの顕彰、府民にその活動を広く知っていただく事も必要である。</p>	<p>国で保護司制度の見直しのための調査・研究が行われており、そうした動きに合わせて、保護司の確保へ向けた取組、広報啓発を推進するとともに、保護司や民間ボランティア等が活動しやすい環境の整備の一環として、更生保護サポートセンターの充実に協力してまいります。</p>
12		<p>非行防止に関わる学生、若者による法務省所管の更生保護ボランティアの1つにBBS会があり、京都府では、大学生が中心になって活動する京都BBS連盟がある。お互いの信頼関係を大切に、非行少年に対する非行防止活動とともに、BBS会の学生、若者の自己研鑽や成長につながればと思う。一般国民のBBS会の認知度は1.6%と低く、活動を通じて国民に認知が広がる事が望まれる。</p>	<p>京都府BBS連盟には、これまで本府の再犯防止施策の推進に協力いただいております。今後も連携を深めるとともに、活動内容についての広報に協力するよう努めてまいります。</p>

No	項目		御意見・御提案の要旨	考え方
13			<p>今、全国の刑務所で新規受刑者のうち65歳以上の者の割合が年々増加傾向との事であるが、P58の統計資料、京都府における犯罪情報等</p> <p>(2) 府内刑法犯検挙人員数を表す折れ線グラフでは、70歳以上の検挙者の増加である。罪種別内訳では全国、京都府とも万引きによる窃盗犯が多くを占め、孤独感、生活苦が犯行動機にあると考えられる。新規受刑者ともに再犯を繰り返すうちに高齢者となった者もいると思われる。どのような理由で犯行に及んだとしても許しがたい事であるが、高齢受刑者の犯行動機の背景に何があるのか考えなければならない。生活苦、社会的孤立、人々からの無理解はなかったか、福祉的支援があったか、今一度考えたい。</p>	<p>再犯を繰り返す高齢者が抱える問題について、国、警察、市町村と連携し、孤立しないための居場所づくりや、必要に応じた福祉的支援につなげるための施策を推進してまいります。</p>
14	第3章	再犯防止施策の推進	<p>合成麻薬などの違法薬物の所持や使用、かぜ薬（錠剤）など医薬品の過剰摂取を行う、いわゆるオーバードーズによる検挙や補導、救急搬送される少年、若者が社会問題になっている。薬局、ドラッグストアではそうした問題から医薬品の中には、販売の制限を実施しているそうだが、大事なことは少年、若者がなぜオーバードーズに陥るのか。不安や疎外感、孤立がなく、少年、若者が自由に自己表現でき、居場所がある社会かを考え、京都府立洛南病院などの病院に勤務する医療従事者は、そうした少年、若者の生命を助け、依存症治療に力を入れていただきたい。</p>	<p>本府では、薬物を使用して検挙・補導された少年に対し、薬物治療を行っている病院と連携の上、京都府立洛南病院との協定に基づき、初診料等を公費負担するなど、少年に応じた適切な治療につなげ、立ち直り支援を行っております。そうした専門機関との連携を継続するとともに、少年と若年者の違法薬物の所持や医薬品の過剰摂取の根底にある複合的な問題への支援や、居場所づくりを推進してまいります。</p>
15			<p>建設、建築に関わる事業者を経営する協力雇用主にとって、入札参加資格や公共事業の受注機会の拡大は、刑務所や少年院からの出所者や出院者の雇用や事業の継続になる。今後は雇用する出所者、出院者の離職を減らし、生活再建を果たし被害者の補償を続けられるかにある。協力雇用主や職場の同僚を信頼し、安心して仕事を続けるためには建設、建築の仕事に就いた出所者、出院者の仕事におけるキャリアアップをどう支援していくかという事が対策の1つにあり、建設現場に必要な職長教育の講習会の受講終了、足場の組立て、建設重機の運転、操作、技術と知識の習得と実践によって職場の中で信頼を得て、自信を持てるような支援が必要である。</p>	<p>本府では、協力雇用主について建設工事の入札参加資格に関する等級区分に係る主観点を加点し、公共調達における受注機会の増大を図るなど、協力雇用主に対する支援を実施しております。出所者、出院者のキャリアアップにつながる講習会等については、今後の施策の充実を図る上での参考にさせていただきます。</p>
16	第4章	犯罪被害者等に対する支援の充実	<p>性犯罪・性暴力被害者支援においては、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターが活動しているが、そこへの支援についても検討してほしい。</p>	<p>京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターにおける支援の現場からのご意見をうかがいながら、更なる支援の充実に努めてまいりたいと考えています。</p>

No	項目		御意見・御提案の要旨	考え方
17	第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実		<p>犯罪被害者等支援調整会議に京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターもメンバーになることを検討してほしい。</p>	<p>犯罪被害者等が複数の課題を抱え、支援を必要としている場合、御本人の同意を得て、支援調整会議において中長期にわたる支援計画を立て、ワンストップでの支援を実施することとしています。</p> <p>支援の対象には、性犯罪・性暴力の被害者も含まれており、より専門的な知識や支援のノウハウを持つ、性暴力被害者ワンストップ相談支援センターの参画は支援の充実につながると考えられることから、検討したいと考えています。</p>
18			<p>児童虐待被害者に対する支援の充実については、特に18歳を超えた児童に対してのカウンセリング支援が薄いと感じる。現在、ウィメンズカウンセリング京都では、困難な問題を抱える女性支援事業の委託によって、公費でのカウンセリングを実施しているが、被虐待の子どもたちのその後の支援の枠を確保することが必要である。（寄り添い支援におけるカウンセリング支援）</p>	<p>御意見のとおり、児童虐待被害により困難を抱える人が年齢や性別等に関わらず、必要な支援を受けることができるよう今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
19			<p>京都SARAにおいては、性暴力被害者に対してのカウンセリングは、一人10回まで公費負担が叶っているが、とても10回では終結できないケースが多くあるので、拡充をお願いしたい。（特に若年の場合は複数回で回復、終結できる場合もある）</p>	<p>様々な犯罪被害者等が一日も早く、被害から回復することができるよう今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
20			<p>京都SARAでは、公費では家族のカウンセリング支援ができない。性暴力被害が特に若年の場合、家族の支援も、当事者への支援とともに喫緊の課題となっているため、その点の理解もお願いしたい。</p>	<p>犯罪被害者等だけでなく、その兄弟姉妹等家族等に対しても必要な支援を届けることができるよう今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
21			<p>施策の目標の「犯罪被害者等への配慮及び情報提供への取組」に対応する具体的施策が見当たらない。また、「人材の育成及び確保」の具体的施策が（3）の犯罪被害者等支援のための体制整備への取組の中に記載されているだけである。「学校における教育の充実」も（4）の犯罪被害者等を支える気運醸成への取組に埋もれているように感じる。</p>	<p>「犯罪被害者等への配慮及び情報提供への取組」の具体的施策は、（2）の精神的・身体的被害の回復・被害防止への取組の（ウ）保護、刑事手続等の過程における配慮及び支援、（エ）刑事手続参加への支援の充実等に含まれております。また、人材の確保及び育成や学校における教育の充実の目標に向け、各施策を推進することとしておりますので、より具体的に内容を追記することとします。</p>
22			<p>「雇用の安定」の第1段落は、事業者の責務を述べており、雇用の安定とは直接の関係は薄いのではないかと。</p>	<p>犯罪被害を受けたことにより、被害者や家族は、被害のショックに加えて、役所や刑事手続き、通院、介護等のために仕事を休まざるを得ない状況にあります。被害者等の雇用の安定を図るためには、直接的な施策だけでなく、事業者等へ啓発を行い、犯罪被害者等の置かれている状況等について、理解を深めていただくことが重要であると考えております。</p> <p>本項目に記載する意図を明らかにし追記することとします。</p>

No	項目	御意見・御提案の要旨	考え方
23	第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実	<p>「経済的負担の軽減」では、市町村の見舞金制度が京都市の制度と異なることを注記すべき。また、第2段落は経済的負担の軽減とは関係がないのではないか。</p>	<p>市町村の見舞金制度の中で京都市の制度が異なる点について、明確に記載することとします。 また、第2段落で経済的負担の軽減とは関係がないとの御意見につきましては、犯罪被害者等に支援制度を利用していただくためには、犯罪被害者等支援に従事する職員等が支援制度を認識していただく必要があると考え、支援制度の周知等を施策に盛り込むことといたします。</p>
24		<p>「保護、刑事手続等の過程における配慮及び支援」では、研修の内容が記載されているため、研修の項目に記載すべきではないか。</p>	<p>保護、刑事手続等の過程で犯罪被害者等が二次被害を受けることがないように犯罪被害者等支援に従事する職員に対し、犯罪被害者等の心情を理解するために研修が必要であると考え、施策に盛り込むこととしております。</p>
25		<p>「刑事手続参加への支援の充実」では、京都犯罪被害者支援センターも一定の役割を担っているため、施策にも含めていただきたい。</p>	<p>京都犯罪被害者支援センターでは裁判の傍聴付添や代理傍聴等を行っているところであり、施策に盛り込むことといたします。</p>
26		<p>「市町村におけるワンストップ支援窓口等の充実」の中の研修用eラーニングツールの説明がないため、注記していただきたい。</p>	<p>研修用eラーニングツールについて、わかりやすく記載することといたします。</p>
27		<p>「各種相談窓口・支援窓口の広報」では、民間支援団体名を具体的に記載している箇所もあるため、京都犯罪被害者支援センターと記載すべきではないか。</p>	<p>京都犯罪被害者支援センターの相談窓口の周知を図るため、具体的に記載することといたします。</p>
28		<p>具体的施策の(カ)から(ケ)の児童虐待被害者に対する支援の充実などの部分について、「様々な被害者への支援」と項目を新設していただきたい。その際には、「各種機関の連携」なども加えていただきたい。</p>	<p>御意見のとおり、(カ)から(ケ)については、特に被害が潜在化しやすいことも踏まえ、まとめた項目を新設し、各被害者の支援において、各種機関の連携も重要であることを盛り込むことといたします。</p>

令和6年2月京都府議会定例会

予算特別委員会文化生活・教育分科会
審査依頼議案

文化生活部
文化施設政策監

1 第49号議案 令和5年度京都府一般会計補正予算（第9号）中所管事項

令和5年度一般会計 2月補正予算(案)の概要

文化生活部
文化施設政策監

1 第49号議案 令和5年度京都府一般会計補正予算(第9号)

○ 歳出予算補正

(単位:千円)

区分	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国庫支出金	府債	その他	一般財源
第2款 総務費	6,596,196	157,950	6,754,146	△ 27,585	△ 20,000	200,588	4,947
第1項 総務管理費	5,691,396	175,778	5,867,174	△ 50,223	△ 20,000	201,319	44,682
第2項 企画費	622,883	△ 17,752	605,131	3,056	0	△ 655	△ 20,153
第4項 市町村振興費	281,917	△ 76	281,841	19,582	0	△ 76	△ 19,582
第3款 民生費	341,849	△ 8,199	333,650	△ 4,241	0	0	△ 3,958
第1項 社会福祉費	341,849	△ 8,199	333,650	△ 4,241	0	0	△ 3,958
第4款 衛生費	358,892	17,313	376,205	△ 6,957	0	△ 1,095	25,365
第2項 環境衛生費	358,892	17,313	376,205	△ 6,957	0	△ 1,095	25,365
第7款 商工費	239,953	△ 1,568	238,385	△ 715	0	0	△ 853
第3項 消費生活費	239,953	△ 1,568	238,385	△ 715	0	0	△ 853
第10款 教育費	33,315,703	△ 349,912	32,965,791	△ 228,285	△ 30,000	100,000	△ 191,627
第4項 高等学校費	168	△ 168	0	0	0	0	△ 168
第6項 大学費	39,000	100,000	139,000	0	0	100,000	0
第10項 私学振興費	33,248,172	△ 449,744	32,798,428	△ 228,285	△ 30,000	0	△ 191,459
第11款 災害復旧費	7,000	77,803	84,803	0	77,000	0	803
第3項 庁舎等災害復旧費	7,000	77,803	84,803	0	77,000	0	803
合計	40,860,382	△ 106,613	40,753,769	△ 267,783	27,000	299,493	△ 165,323

○ 繰越明許費補正(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	文化芸術施設整備費	31,000
		旧総合資料館敷地暫定活用事業費	355,000
		府立体育館施設整備費	42,000
	市町村振興費	地域交響プロジェクト推進費	15,000
民生費	社会福祉費	隣保館運営等助成費	23,000
災害復旧費	庁舎等災害復旧費	庁舎等災害復旧費	15,000

令和6年2月京都府議会定例会

文化生活・教育常任委員会
付託議案

教育委員会

- 1 第41号議案 財産無償貸付けの件（埋蔵文化財事務所）

1 第41号議案 財産無償貸付けの件（埋蔵文化財事務所）

無償貸付け財産	(1) 建物	所在	向日市寺戸町南垣内 40 番の 1
		構造	鉄筋コンクリート造り 寄棟屋根（一部陸屋根） 2 階建て一部地下 1 階
		面積	1,048.89 平方メートル
	(2) 物品	(1)の建物に備える展示設備及びその他の物品	
無償貸付けの目的	文化財を保存し、その活用を図るための施設として引き続き財産を貸し付けることにより、乙訓地域における文化の創造と発展に寄与しようとするものである。		
無償貸付けの相手方	向日市		
無償貸付けの期間	貸付契約締結の日から 5 年間		

令和6年2月京都府議会定例会

予算特別委員会
文化生活・教育分科会
審査依頼議案

教育委員会

1 第49号議案 令和5年度京都府一般会計補正予算（第9号）中所管事項

令和6年2月京都府議会定例会提出見込議案（その3）

（教育委員会関係分）

1 第49号議案 令和5年度京都府一般会計補正予算（第9号）

（1）歳出予算補正

（単位：千円）

項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国庫支出金	府債	その他	一般財源
教育総務費	11,174,634	△ 1,601,543	9,573,091	8,557		6,721	△ 1,616,821
小学校費	36,243,788	△ 1,454,668	34,789,120	102,306		2,266	△ 1,559,240
中学校費	21,804,534	△ 526,450	21,278,084	50,107		3,143	△ 579,700
高等学校費	39,293,531	△ 833,797	38,459,734	258,651	△ 205,000	△ 317,090	△ 570,358
特別支援学校費	14,314,509	309,342	14,623,851	175,172	124,000	964	9,206
社会教育費	704,153	380	704,533	27,812			△ 27,432
文化財保護費	2,170,309	△ 69,715	2,100,594	9,881	11,000	△ 57,881	△ 32,715
保健体育費	825,549	△ 8,101	817,448	△ 1,451		△ 16,695	10,045
合計	126,531,007	△ 4,184,552	122,346,455	631,035	△ 70,000	△ 378,572	△ 4,367,015

（2）繰越明許費補正（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
教育費	教育総務費	学校教育振興費	1,000
	高等学校費	高等学校校舎等整備費	134,000
	文化財保護費	歴史的建造物保存伝承事業費	4,000